

# 令和7年第1回定例会

令和7年第1回定例会は、3月11日から21日までの11日間の会期で行われました。今定例会では、村長から人事案件・条例改正・補正予算・新年度予算等の42議案が提出され、審議の結果、すべての議案が承認・同意又は原案のとおり可決されました。一般質問は19日に行われ、2名の議員が村政全般にわたり質問しました。

## 補正予算

### 補正予算を可決

当初予算に組み込むことができなかったもの、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要なものについて計上しています。



審議結果報告は  
 こちら

会計名		補正額	予算総額
一般会計(第8号)		△3,033万円	94億491万1千円
国民健康保険特別会計		△148万4千円	16億6,375万6千円
介護保険特別会計		192万8千円	15億1,332万5千円
後期高齢者医療特別会計		△87万7千円	2億2,554万9千円
水道事業会計	収益的収入	300万円	5億5,031万4千円
	収益的支出	690万6千円	5億5,977万6千円
	資本的収入	△3,400万円	1億5,904万8千円
	資本的支出	△50万円	2億6,107万4千円
下水道事業会計	収益的収入	2億348万7千円	9億4,345万1千円
	収益的支出	2,524万6千円	8億7,859万6千円
	資本的収入	△1億9,543万9千円	11億8,654万円
	資本的支出	62万4千円	14億9,761万9千円



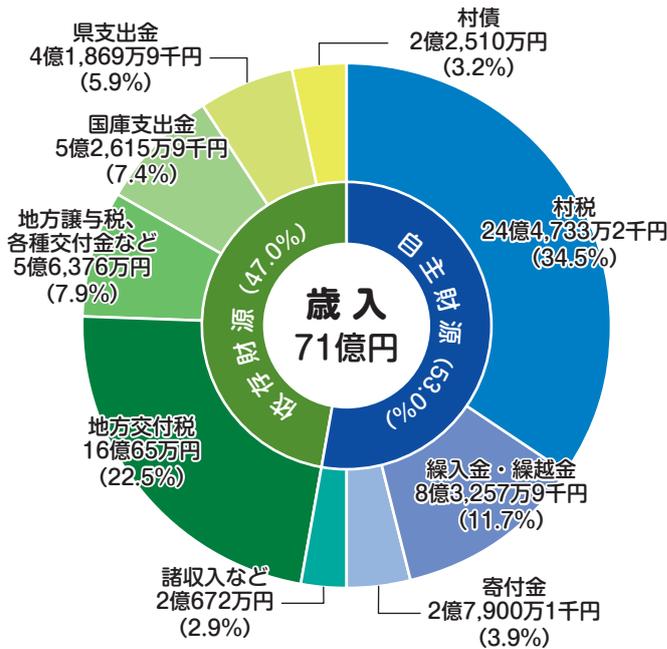
# 計予算額 71 億円

算審査特別委員会を設置して審査を行い、全ての会計を可決しました。

# 令和7年

# 第1回定例会

## 令和7年度一般会計



※自主財源とは…村の権限で調達することができる収入のこと。  
※依存財源とは…国または県が関与する収入のこと。



## 予算が減少した要因

一般会計当初予算は、道路新設改良事業費等で予算増があったが、美浦村統合小学校建設事業費や、統合小学校の開校に向けての備品購入費等が減少し、これらの経費により大きく予算を減らし、前年度比16億4千万円(18.8%)減の71億円となった。

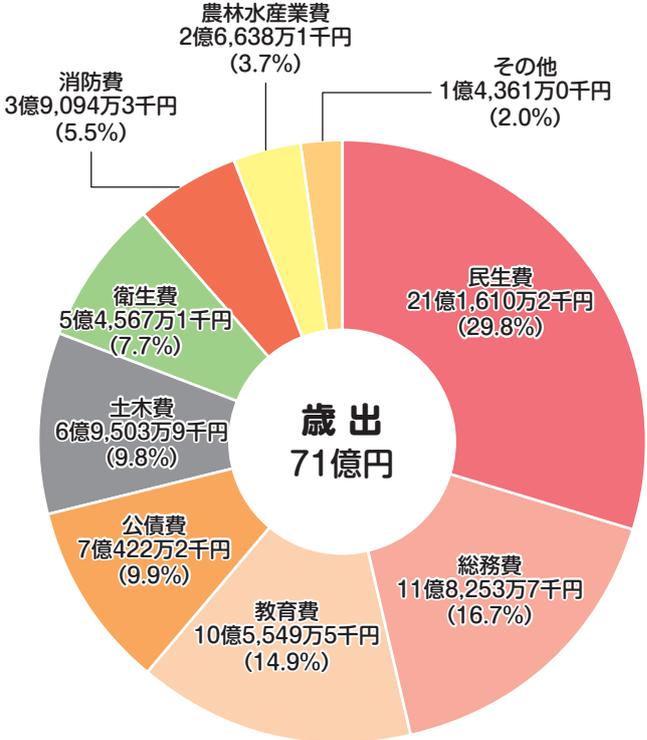
令和7年第1回定例会に提出された議案第35号から議案第41号までの新年度予算案について、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を行いました。その結果、令和7年度一般会計・各特別会計・各企業会計について、全て原案のとおり可決しました。

# 令和7年度 新年度予算

# 令和7年度一般会

令和7年度一般会計・各特別会計・各企業会計について、予

## 注目の事業



※端数調整のため、合計が一致しない場合があります。

## 令和7年度特別会計・企業会計

特別会計	歳入予算額
国民健康保険特別会計	16億1,200万円
介護保険特別会計	15億5,700万円
後期高齢者医療特別会計	2億3,200万円

企業会計		収入予算額	支出予算額
水道事業会計	収益的	5億3,850万2千円	5億6,084万8千円
	資本的	2億344万8千円	2億8,000万7千円
下水道事業会計	収益的	9億1,575万4千円	8億5,342万円
	資本的	7億2,717万1千円	10億5,623万5千円
電気事業会計	収益的	1億185万2千円	5,984万1千円
	資本的	0円	5,091万1千円

## 令和7年第1回定例会 予算審査委員長報告

YouTubeにて予算審査報告の動画を公開しています。

## 令和7年度新年度予算

美浦村公式ホームページにて、予算書を公開しています。



## 美浦村固定資産評価 審査委員会委員の選任

令和7年3月12日をもって現任委員の任期が満了することに伴い、新たに下記の方の選任に同意しました。

● 浅野 重人 氏      ● 中澤 眞一 氏

## 美浦村教育委員会教育長の任命

令和7年3月31日をもって現任教育長の任期が満了することに伴い、新たに下記の方の任命に同意しました。

● 小松 正樹 氏

## 美浦村教育委員会委員の任命

令和7年3月31日をもって現任委員が退職することに伴い、新たに下記の方の任命に同意しました。

● 木村 寿 氏

## ◆◆◆ その他議案と議案内容 ◆◆◆

区分	議案	議案内容
条例改正	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されることから、村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、法を引用している箇所についての項ずれや用語の整合性を図る等、法の改正内容に基づき所要の改正をするもの。

## ◆◆◆◆ その他議案と議案内容 ◆◆◆◆

区分	議 案	議 案 内 容
条例改正	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例	<p>【災害弔慰金等支給審査委員会】(追加)                      災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第18条の規定に基づき、自然災害により死亡したものの遺族に対する弔慰金の支払い等を速やかに行うため、美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例(平成23年条例第12号)に規定した災害弔慰金等支給審査委員会について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条4第3項の規定に基づき、美浦村の附属機関として必要事項を定めるもの。</p> <p>【美浦村観光振興基本計画策定委員会】(追加)                      美浦村観光地化計画が令和8年3月末で計画期間が満了となることから、これに代わる美浦村観光振興基本計画を策定するため、設置するもの。</p> <p>【美浦村統合小学校準備委員会】(削除)                      令和7年4月の統合小学校開校に向け、具体的な学校運営のための内容等について検討を行う組織として、令和5年度に設置した美浦村統合小学校準備委員会に関して、所掌する業務が終了したことにより美浦村統合小学校準備委員会を削るもの。</p> <p>【美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会】(追加)                      令和7年4月の美浦小学校が開校することに伴い、児童の健全育成及び放課後等の居場所づくりに資する施設のあり方について、多様な関係者から将来を見据えた意見を求め、基本構想・基本計画を策定するための組織として、美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会を設置するため、美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会を加えるもの。</p>
	美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>少子高齢化が発展する中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするために、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等、仕事と生活の両立支援の制度を拡充するための法改正がなされたことに伴い、本村においても所要の措置を講じるために改正するもの。</p>
	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例にて加除した付属機関について、その報酬額を定めるもの。</p> <p>【災害弔慰金等支給審査委員会】                      委員長報酬 12,200円 委員報酬 11,700円</p> <p>【美浦村観光振興基本計画策定委員会】                      委員長報酬 5,500円 委員報酬 5,000円</p> <p>【美浦村統合小学校準備委員会】                      削除</p> <p>【美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会】                      委員長報酬 5,500円 委員報酬 5,000円</p>



区分	議 案	議 案 内 容
条例改正	<p>美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>令和6年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定等が実施されることに準じて、本村においても関係条例につきまして所要の改正を行うものです。議案第13号では、特別職の期末手当等の改定を、議案第14号及び第15号では、会計年度任用職員を含む職員の給料、期末・勤勉手当の改定を行うほか、地域手当に関する条文の追加や給料表の見直し等、所要の改正を行うもの。</p>
	<p>美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例</p>	<p>国家公務員の旅費制度において、国内外の経済社会情勢の変化に対応するための法改正が行われ、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等の措置が講じられたことを踏まえ、本村の旅費制度に関しても現行条例の見直しを行い、改正するもの。</p>
	<p>美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例</p>	<p>統合小学校建設の完了に伴い、美浦村学校施設建設基金の目的は、学校施設の建設資金の財源とすることとしているため、統合小学校建設の完了に伴い、基金の役割が終了するので、当該基金を廃止するもの。</p>
	<p>大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>大山湖畔公園の敷地の拡大並びに施設の使用料の設定及び減免規定を設けるとともに、名称及び位置について見直しを行い、営業行為等の料金規定を設けるもの。</p>
	<p>美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例</p>	<p>老朽化が進む公共施設の建替え時の財源として、基金に積立を行うことにより、財政負担の平準化を図るため美浦村公共施設建設基金を設置するもの。</p>
	<p>美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>村内小学校が統廃合することにより、令和7年度から現在の小学校施設が学校施設の対象ではなくなることから、美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例における学校施設の対象を見直し、所要の改正を行うとともに、当該条例の一部改正後も当分の間、引き続き現在の小学校施設を改正前と同様に村民等へ開放できるようにするため当該条例の附則で経過措置を設けたもの。</p>
	<p>美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>「栄養士法」の改正に伴う管理栄養士試験の受験資格の見直しにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることに伴い、国で定める「児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準」に改正があったことから、「美浦村家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についても所要の改正を行うもの。</p>
	<p>美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例</p>	<p>村立小学校3校が統合し、令和7年4月1日に美浦小学校が開校することに伴い、大谷第二児童クラブとして使用している安中小学校が廃校となることから、当該条例で規定している美浦村放課後児童クラブの名称及び位置について所要の改正を行うもの。</p>

区分	議 案	議 案 内 容
条例改正	美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例	美浦村健康づくり推進協議会は、村民の生涯を通じる健康づくりを推進するための施策を、総合的かつ効果的に推進することを目的として設置されており、地方自治法第138条の4に規定される附属機関に位置づけられるため、健康づくり計画の更新を機に、美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営について見直し、所要の事項を定めるもの。
	美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年12月13日より施行されたことに伴い、村条例において引用している条文を合わせるため、所要の改正をするもの。
	美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）が令和5年5月26日より施行され、宅地造成及び特定盛土等規制法が運用開始されたことに伴い、災害防止に関する規制が同法へ移行したことから、重複する内容を整理するほか、同法で定める特定盛土等規制区域に合わせて、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正により許可対象面積が引下げられるため、村条例においても許可対象面積の上限値を引下げる等、所要の改正をするもの。
	美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例	村内に工場や事業所等を新設、増設又は機械及び装置の増設を行った事業者で、新規の雇用状況や一定の投下固定資産額を満たす場合において、最長で5年間の奨励金を交付する等の優遇措置を行うことにより、本村における企業の立地を促進し、地域の産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的としており、附則第2項中「令和7年3月31日限り、その効力を失う。」となっているものを2年延長し、新規に立地を検討する企業や現在本村にある企業に対して魅力となる優遇制度を延長するもの。
	美浦村下水道条例の一部を改正する条例	下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行により、大腸菌群数に係る基準の見直しを行うこと及び同施行令等の引用条項に条ずれが生じたことに伴いまして、「美浦村下水道条例」に所要の改正が必要となったため、該当箇所の改正を行うもの。
	美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、退職報償金の勤務年数区分に新たに「35年以上」の区分を追加するもの。



区分	議案	議案内容
その他	村道路線の廃止について	<p>【廃止路線】</p> <p>①村道 1307 号線（1 路線）</p> <p>②村道 1326 号線（1 路線）</p> <p>【廃止理由】</p> <p>①国道 125 号、如来寺付近の歩行者用信号機から南西に 170.0m、そこから北に 90.0m 付近、西に延びる延長 21.4m の道路。この道路は村道払下げにより村道路線の廃止をするもの。</p> <p>②国道 125 号バイパス、郷中交差点から西に延びる延長 205.0m の道路。この道路の延長が国道 125 号バイパス郷中交差点の道路改良工事により延長が変わったため、村道路線の廃止をするもの。</p>
	村道路線の認定について	<p>【認定路線】</p> <p>①村道 1326 号線（1 路線）</p> <p>②村道 1981 号線（1 路線）</p> <p>【認定理由】</p> <p>①議案第 6 号により、一旦廃止をお願いした路線について、国道 125 号バイパス郷中交差点の道路改良工事により延長が変わったため、改めて認定するもの。</p> <p>②阿見町君島交差点から南に 310.0m 付近、西に延びる 40.5m の道路。個人所有の道路であったが、今般、寄附を受けたため村の所有になったことから新しい道路として認定するもの。</p>

## ○令和7年第1回定例会議案・審議結果一覧

会期：令和7年3月11日～3月21日

議案番号	件名	議決結果	賛否数		議員名										
			賛成	反対	下村宏	塚本光司	諸岡正明	北出攻	松村広志	葉梨公一	小泉嘉忠	岡沢清	山崎幸子	林昌子	小泉輝忠
議案1号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美浦村一般会計補正予算（第7号））	承認	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案2号	美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案3号	美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案4号	美浦村教育委員会教育長の任命について	同意	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案5号	美浦村教育委員会委員の任命について	同意	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案6号	村道路線の廃止について	原案可決	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案7号	村道路線の認定について	原案可決	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案9号	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案10号	美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案11号	美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○

議案12号	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案13号	美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案14号	美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案15号	美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案16号	美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案17号	美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案18号	大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案19号	美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案20号	美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案21号	美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案22号	美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案23号	美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案24号	美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案25号	美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案26号	美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案27号	美浦村下水道条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案28号	美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案29号	令和6年度美浦村一般会計補正予算（第8号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案30号	令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案31号	令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案32号	令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案33号	令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案34号	令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案35号	令和7年度美浦村一般会計予算	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案36号	令和7年度美浦村国民健康保険特別会計予算	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案37号	令和7年度美浦村介護保険特別会計予算	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案38号	令和7年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案39号	令和7年度美浦村水道事業会計予算	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案40号	令和7年度美浦村下水道事業会計予算	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案41号	令和7年度美浦村電気事業会計予算	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
議案42号	美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	10	0		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○

\*議長（下村議員）は、可否同数のとき以外は表決に加わりません。「○」は賛成、「×」は反対、「-」は欠席を表します。

件名	選挙日	選挙結果
茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について	R7.3.11	林 昌子

# 村政を問う!

～委員会審査～

第1回定例会の本委員会は、3月12・17日に開催し、議案の調査を行いました。執行部の説明を受け、審査の結果、全て可決すべきと決しました。

## 総務経済・厚生文教・予算審査特別委員会

### 令和7年 第1回定例会議案調査

現在把握している空家の数は。またその空家はどのような状態か。全く管理者がいないのか。それとも、相続人がいるが、管理していないのか。

議員



生活安全課長



現在の住んでいない空家の数は約600件でございます。今までは約330件でしたが、大幅に増えております。今後空家の所有者に対して空家の管理及び利用についてアンケートを行う予定でございます。

各委員会における女性委員の人数が少ないように思う。女性委員が増えるよう考慮してほしい。

議員



企画財政課長



女性委員が少ないことは重々承知しております。役場内部でも委員を選出する際は女性委員を登用するよう推進してまいります。今年行ったまち・ひと・しごと創生有識者会議では女性委員を登用したところ女性委員同士のつながりも持てたという声をいただいたところでございます。今後も女性委員の登用を薦めていく予定でございます。

児童厚生施設整備基本構想基本計画策定委員会にある「児童の健全育成」は放課後児童クラブだけでなく児童館についても含まれるのか。

議員



子育て支援課長



放課後児童クラブだけでなく児童館についても考えていくということでございます。

### 令和7年 第1回定例会議案調査

大山湖畔公園の利用について、村内利用者へのメリットが少なく感じる。その点検討されたのか聞きたい。集会施設利用時間が4時間とのことだが、午前・午後で区切られてしまうのか何時から何時までの4時間で良いのか聞きたい。

議員



企画財政課長



村内利用者が少ないことは承知しております。集会施設の村内利用者は無料で利用できるよう検討しているところでございます。5月に村民無料日を設けることを考えております。イベントの利用を考え4時間としましたが、午前午後を区切ることは今のところ考えておりません。

美浦村子ども・子育て会議委員とはどのようなメンバーで構成されているのか。

議員



健康増進課長



学識経験者、幼稚園小学校PTAの代表者、子育て支援事業に係る代表者、幼稚園保育所等子育て施設の代表者、教育委員、主任児童委員、厚生文教委員長で構成されております。

要介護事業費の回向手数料が昨年度と比べるとかなり増えている。増えた理由を教えてください。

議員



福祉介護課長



身寄りのない方が亡くなった場合、村で納骨まで行き、本人の所持金等はその都度予算に戻していましたが、件数の増が見込まれるため、歳出と歳入を分けて計上することとし、15件分の歳出予算を確保したためでございます。